

手続名
移送費支給申請書

担当課・係（連絡先）

保険年金課・後期高齢者医療係（049-251-2711 内線311・321）

手続説明

・概要
療養の給付を受けるために、病院又は診療所に移送されたときの費用について、厚生労働省令で定める方法で算定した額の移送費が支給されます。

※次のすべてを満たす必要があります。

- ・移送により法に基づく適切な治療を受けたこと
- ・移送の原因である疾病または負傷により移動することが著しく困難であったこと
- ・緊急その他やむを得なかったこと

・対象者
富士見市後期高齢者医療被保険者

必要書類

・マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html

・後期高齢者被保険者証

・医師の意見書（所定の用紙がありますので、事前に市役所でお受け取り下さい。）

・領収書

手続詳細URL

出張所での取扱い
なし

木曜延長・休日開庁の取扱い
あり